

令和7年度とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞募集要項

1 とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞について

徳島県では、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、障がい等の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、すべての人が暮らしやすい社会の実現を目指しており、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰しています。

本表彰は、「街づくり」（施設の整備）、「ものづくり」（製品の製造）、「意識づくり」（啓発活動等）において、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進について顕著な功績または功労のあった個人または団体を表彰するものです。

この賞が「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を考えるきっかけとなり、県民の皆様のユニバーサルデザインに関する意識が広がっていくことを願っています。

2 表彰対象部門

（1）街づくり部門

徳島県内における不特定多数の人が利用する店舗・医療施設・金融機関などの建築物、公園などの施設で、障がい者、高齢者、子ども、外国人などが利用しやすいユニバーサルデザインによる配慮がなされたもの（改修を行った建築物、施設も可）

（2）ものづくり部門

徳島県内の事業所で設計された製品（販売されているもの、または販売が申請から6ヶ月以内に予定されているもの）であり、障がい者、高齢者、子ども、外国人などが使用しやすいユニバーサルデザインによる配慮がなされたもの

（3）意識づくり部門

徳島県内に在住の個人、または徳島県内の団体、事業所、学校で実施されている、障がい者、高齢者、子ども、外国人など多様な人々が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」や様々な心身の特性を互いに理解し尊重し合う「心のバリアフリー」によるまちづくりに関する意識向上のための情報提供、人材育成、普及啓発などの活動

3 表彰対象者

（1）街づくり部門

表彰の対象となった施設の施主及び設計者

（2）ものづくり部門

表彰の対象となった製品の設計者及び製造事業者（製造のみの事業者を除く）

（3）意識づくり部門

表彰の対象となった活動の主体である個人、団体、事業所、学校

4 応募資格

自薦、他薦を問わず、徳島県内に在住の個人、または徳島県内の団体、事業所、学校の方ならどなたでもご応募できます。

5 応募方法

「とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞」応募用紙に必要事項を記入し、説明資料、写真、平面図などを添付して、次の宛先まで、以下の方法でお送りください。なお、送付後は下記「9問い合わせ先」へ送付確認のご連絡をお願いいたします。

【宛先】

徳島県 生活環境部 多文化共生・人権課

「とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞」担当宛

(1) メール

tabunkakyousei@pref.tokushima.lg.jp

(2) FAX

088-621-2978

(3) 郵送

〒770-8570

徳島市万代町1-1 徳島県 生活環境部 多文化共生・人権課

6 応募期間

令和7年11月6日（木）から同年12月19日（金）まで（必着）

7 選考方法

(1) 各部門とも必要に応じて現地調査などの事前調査を行います。

(2) 「街づくり部門」については、「とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり適合証」の交付の有無は問いませんが、バリアフリー法対象外の施設については、条例で定める整備基準の適合状況を確認します。

また、施設整備及び運営について、県民の参加プロセスや職員の応対等のソフト面と一体となった総合的な取り組みを確認します。

(3) 「ものづくり部門」については、本表彰選考委員会に製品を提出いただく場合があります。なお、他者の知的所有権を侵害しないものに限りします。

(4) 「意識づくり部門」については、概ね1年以上の活動実績があり、現在も活動を継続しているものに限りします。

(5) その後、本表彰選考委員会において応募者等より説明いただき、委員会の審査を経て、各部門の受賞者を決定します。

8 表彰

受賞された方については、表彰式において、表彰状を授与し、額縁を贈呈します。

（受賞された施設・製品・活動は、県ホームページに掲載いたします。）

9 問合せ先

徳島県 生活環境部 多文化共生・人権課 多文化共生担当

〒770-8570 徳島市万代町1-1

電話：088-621-2028 FAX：088-621-2978

E-MAIL：tabunkakyousei@pref.tokushima.lg.jp